# いまかね町政だより

編集兼發行人　今井町長　役所　由藏
印刷人　今井金融組合理事　小戸　齋
發行所　今井町金融組合　西澤　恒男
印刷所　副印

## 回會25町議

# 追加更正豫算など議案八件を審議

第二十五回定例町議會は、十二月二十四日午前十一時十五分から町役場會議室において開催。

一、昭和二十八年度今金町歳入歳出追加豫算（第四回）について

二、土地寄附採納について

三、有給吏員退職給與金遺族扶助料條例の一部を改正する條例制定について

四、有給吏員退職給與金遺族扶助料條例第五條時特例の制定について

五、屠場使用料條例の一部を改正する條例制定について

六、今金町畜犬取締條例制定について

七、固定資産税率引下げについて

八、火葬場使用條例制定について

以上八件について審議、午後二時十分閉會いたしました。以下その要旨をお知らせ致します。

議案第一號　第四回追加更正予算は、既定豫算八〇、九四九、三二〇圓に對し、今回の追加額が六、三一一、〇五二圓で計八〇、九四九、三二〇圓となりました。

◎歳　入

▼町　税　三分作未満の田畑に對する固定資産課税率百分の二・七を百分の一・六に引下げる。このため一・三七、〇〇〇圓の減額となる。

▼地方財政平衡交付金　二、七七九、〇〇〇圓の追加で二千四百七十七万九千圓となる。

▼使用料及手數料　火葬場使用料一万二千圓追加

▼國庫支出金　災害關係國庫負担金百万二千圓增（目名川、金原川、下ハカイマップ護岸工事）

▼義務教育教材費國庫負担金六十六万八千圓增

▼都市計画費　街路事業費その他百六十三万圓增

▼災害土木費　六十五万八千圓增

▼教育費

▼教育委員會費十二万七千圓增

▼小學校費二十五万一千圓增

▼中學校費二千九万一千圓增

▼高等學校費百八十万圓增

▼社會教育費十三万八千圓增

▼教育研究所費三四四圓增

▼社會及勞働施設費

▼民生委員費　三千圓增

▼兒童福祉費八千九百圓增

▼失業對策事業費三六万一千圓增

▼保健衛生費

▼隔離病舍費二千五百圓

▼保健衛生費六万九千圓減

▼産業經濟費

▼農業委員會費二九万四千圓增

▼土地改良費二五万四千圓增

▼財産費十四万七千圓增

▼統計調査費一万三千圓增

▼選擧費　三千圓增

▼地方振興費六万圓增

◎二號　土地寄附採納について

美利河小、中學校林地として神奈川縣三浦郡豆子町久米三五一番地小山半次郎氏から

山林四町三反八畝四歩

用惡水路　五畝二五歩

道路二反一畝一歩

寄附の申出あり、採納することに決定。

◎三號　有給吏員退職給與金、遺族扶助料條例の一部を改正する條例の制定について

この條例中遺族扶助料についての部分を新民法に適應するよう改正

◎四號　有給吏員退職給與金遺族扶助料條例第五次臨時特例の制定について

退職給與金を現行給與ベースに對應するよう改正

◎五號　屠場使用料條例の一部を改正する條例制定について

從來の條例では、當才馬の項がないため傳貸などにかかり屠殺處分されるときは成馬並の料金をとられましたが、これは實情に副はないので、今回これを改正し、牝並に扱うことになりました

◎六號　畜犬取締及び野犬掃とう條例制定について

これは別に條例を掲げます。

◎七號　固定資産税の税率引下げについて

これは豫算の項でも記しましたが、今年の冷害に對處する特例として田、畑三分作以下のものに固定資産税率百分の二・七を百分の一・六に引下げるものであります。

◎八號　火葬場使用條例制定について

これは別に記します。


# 動運別特蓄貯末歳

◇國力の培養・民生の安定に◇

今日程貯蓄の必要な秋はありません

特に今月は農産物の賣上代金の入る月です

お手許の現金は一先ず貯蓄しましょう

# 畜犬取締條例が出ました

## 犬による他害損害は直ぐ届出を

今度新しく町では、畜犬取締及び野犬掃とう條例を制定いたしました。この條例の全文は、次に掲げましたが、特にこの條例に違反した場合は罰則が適用されますから、畜主はこの点お分御注意の上、他の迷惑にならないよう充分御注意下さるようお願い致します。なお疑義の点がありましたら、町厚生係へ御問合せ下さい。

畜犬取締及び野犬掃とう條例

(目的)

第一條　この條例は狂犬病予防法によるものを除く外、畜犬及び野犬による人畜その他の危害又は損害を防止し、もつて住民の安全を保持するため、地方自治法第十四條第二項及び北海道野犬掃とう統制條例に基き畜犬及び野犬掃とうに關し必要な事項を定めることを目的とする

(定義)

第二條　この條例で左の各號に掲げる用語の意義は當該各號の定めるところによる。

一「畜犬」とは番犬、愛がんその他飼養の目的で飼育する犬で、所有者又は管理者(以下これを「飼育者」という)のあるものをいう

二「野犬」とは畜犬以外のイヌをいう

三「家ちく」とは牛馬、めん羊、山羊及び豚をいう。

(畜犬危害の届出)

第三條　畜犬が人又は家ちくその他に危害を加え又は損害を與えたときは、その畜犬の飼育者は速やかにけい留その他適當な處置を講じ、その旨を町長に届け出なければならない。

2　人又は家ちくその他がイヌに危害又は損害を加えられたときは、その者又は家ちくの飼育者若しくはこれらの代理人はその旨をすみやかに町長に届け出なければならない。(危害畜犬に對する処分)

第四條　町長は、人又は家ちくその他に危害を加え又は損害を與えた畜犬がいまだ危害又は損害を與えるおそれがあると認めるときは、その飼育者に對し、當該畜犬について必要な限度において、けい留その他必要な處置をとることを命ずることができる

2　ちく犬の飼育者が前項の規定による町長の命令を履行しないときは、町長に行政代執行法の例により、ちく犬の飼育者に代わつて行うことができる。

(野犬掃とう)

第五條　町長は必要があると認めたときは、野犬掃とうを行うことができる

2　町長は、野犬掃とうを行うとするときは、あらかじめ告示をもつて、その期間及び區域を定めてその區域内のちく犬の飼育者に當該期間中その飼育又は管理するちく犬のけい留を命じなければならない。

3　前項の期間中においてけい留されていないイヌはちく犬であることが明らかなものの外はすべて野犬とみなすことができる(野犬掃とうの方法)

第六條　野犬掃とうは、當該吏員の監督の下に、町長の指定する野犬掃とう員をして行わせなければならない

(罰則)

第七條　第三條第一項の規定に違反した者又は第四條第一項の規定による命令に違反した者には、三千圓以下の罰金又は科料を科する。

(委任)

第八條　この條例の施行に關し必要な事項は町長これを定める。

附　則

この條例は、公布の日から施行する




## 一寸の油斷が火事のもと

冬は風が強く、室内が乾燥し、火災の危險の最も大きな季節です。あなたの家あなたの職場から火事を出さぬよう、火の取扱には充分注意して下さい。

◇…火事に備えて、風呂桶やバケツに、水を入れておく習慣をつけましょう。一バイの水が火事を消しとめた實例は少くありません。

◇…御家庭の皆様！職場の皆様！火の元を今一度御覧下さい

◇…主婦の皆様！お寝みになる前に、もう一度取扱火、火元の始末をたしかめましょう。

◇…灰、煙草の吸殻に入れることは危險です。

◇…家の前の除雪のついでに、近くの消防水利の除雪にも協力して下さい。

火元にはなりたくないね、お母さん！

九月十五日現在で調製いたしました基本選舉人名簿に登錄者の總數は、六、一三三名となりました。

のこの選舉人名簿は、十二月二十日で確定いたしまし

たが、それ以後來年の十二月十九日までは、この名簿によつて各種選舉が行われることになります。

參考までに各投票區別の登錄人員數は次の通りです

| 投票區 | 區域 | 登錄者數 月 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 第一 | 美利河 | 一六六 | 一六一 | 三二七 |
| 〃 二 | 花石 | 二〇〇 | 一九六 | 三九六 |
| 〃 三 | 中里 | 七六 | 七四 | 一五〇 |
| 〃 四 | 住吉 | 四二 | 五一 | 九三 |
| 〃 五 | 種川 | 三八六 | 三八六 | 七七二 |
| 〃 六 | 光川 | 四二 | 四一 | 八三 |
| 〃 七 | 八東 | 二八三 | 三〇〇 | 五八三 |
| 〃 八 | 金原 | 二〇〇 | 一九八 | 三九八 |
| 〃 九 | 豊田 | 八四 | 八七 | 一七一 |
| 〃 十 | 紳丘 | 一八五 | 一八七 | 三七二 |
| 〃 十一 | 日進 | 六〇 | 六一 | 一二一 |
| 〃 十二 | 今金 | 四三三 | 四四一 | 八七四 |
| 〃 十三 | 今金 | 八七一 | 九二二 | 一七九三 |
| 合計 | | 三〇二八 | 三一〇五 | 六一三三 |

# 火葬場條例を制定

## 十二月二十五日から實施

夏以來鐵工を急いでおりました火葬場は、今金、田代、金原、種川、花石、美利河共にそれぞれ鐵工いたしましたので、町ではこれの使用料條例を次のように定めました。

火葬場使用條例

第一條　本町の火葬場は次のとおりとする。

今金火葬場　田代火葬場
金原火葬場　種川火葬場
花石火葬場　美利河火葬場
第二條　火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ使用料を納付し、町長の認可を受けなければならない。

第三條　前條の認可を受けた者は、認可書及び領收書を管理者に提示し、その指示を受けなければならない。

第四條　使用料（燃料費を除く）は次の區分により前納しなければならない。但し燃料を供給した場合は別に町長の定める額を徴收する。

| 種別 | 使用料 |
|---|---|
| 區分 | 今金火葬場 | その他火葬場 |
| 滿十二才未滿 | 六〇〇圓 | 二〇〇圓 |
| 滿十二才以上 | 八〇〇 | 三〇〇 |
| 上肢下肢等身体の一部 | 六〇〇 | 二〇〇 |

第五條　本町の住民でない者が火葬場の使用を願い出たときは、町長に於て支障がないと認めた場合に限りこれを認可する。但し、使用料は、前條に定めるものの外、その他の火そう場使用料の同額を加算徴收する。

第六條　既納の使用料は、町長において特別の事由がないと認めた場合の外は、これを還付しない。

第七條　本町の住民であつて貧困その他特別の事情により町長において必要であると認めた時に對しては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第八條　火そう場は死屍を町長に委託し、その遺骨は町長の指定する時刻までに使用者がこれを處理しなければならない。

2　使用者が前項の指定時刻までに遺骨の處理をしないときは町長がこれを處理することがある。この場合使用者又は遺族は異議を申し立てることができない。

第九條　この條例の施行に關し、必要な事項は町長これを定める。

附　則

この條例は公布の日から施行する。

# 町税納入についてお願い

町税納入については平素皆様の格別なる御理解と御協力によりまして、その成績も逐次向上して參りましたことは、心より感謝に堪えません。今金町の財政もたなければならない仕事が山積して多いのでありまして、本年度の豫算總額も八千六百九十八万圓の多額になつております。

そのつかい途も、私たち住民の福祉の増進をはかる費用が見積られて居るのであります。この財政の裏付となる税金の納入成績が悪いとそれだけ町の仕事や、發展がおくれることになるのです。

皆さんの納税によつて、民主的な明るい鄉土の發展することは、皆さんの深い理解と、協力にまたなければできないことであますので、納期内に完納して頂くためには、平素からできるだけその準備をすることが大切であります。

それには、納税準備預金をすることは申すまでもありませんが、納税者が自發的に、納税貯蓄組合を作つていただくことでありますいま町では、税金を早く納めましようと租税完納運動を實施して皆さんに呼びかけています。

納めなければならない税金は、この際完納するよう力を協わして、よりよい鄉土をつくるための御協力をお願いいたして已みません

# 近く公益質屋を開設します

町ではかねてよりれい細資金の融資を目的としての公益質屋の設置を計画し運轉資金の借し出しを關係方面に折衝中のところ、このほど大藏省資金運用部から起債五十万円融資決定の旨通知ありましたので、町ではこれを借入の上、質屋設置、運營について研究の上近く正式開設をするよう手續きを進めております。

# ○軍人恩給遺族扶助料など！

## 説明會を開きます

軍人恩給の復活並に遺族扶助料の増額等については、『町政だより』昭和二十七年十一月三十日發行の◎傷病年金（賜金）等の受給者でありますが詳記すれば次の通りです。

1、戰死、戰病死された方の遺族（抑留中死亡者も含む）

2、歸鄉後（復員後）六ケ月以内に發病し、又は恩給法による増加恩給を受けていた方が死亡された場合その遺族

3、軍人、軍屬で在職中に公務により罹病、罹傷し歸鄉後（復員後）引續き療養せるも死亡された方の遺族

4、軍人、軍屬、準軍人で在職期間（抑留期間を含む）が引續き實役七年以上の方

5、昭和二十一年一月三十一日以前に普通恩給の裁定を受けた方（戰地加算を含めて裁定された方でもよい）

6、普通恩給の裁定を受けた方、又普通恩給を受ける權利者が死亡された場合その遺族

7、引續き實役七年以上在職せる軍人、軍屬が死亡された場合その遺族

8、恩給法による特別項症から第四款症までの方

9、未歸還者留守家族

◎軍人恩給遺族扶助料の復活並に遺族扶助料の増額等については、『町政だより』昭和二十七年十一月三十日發行の『町政だより』にて概略お知らせ致しましたが詳細については左記により開催致しますから關係者は是非御參集下さい。

なお戰沒者の遺族、又軍人で歸鄉後、在職時の疾病が起因して死亡された方の遺族は三月迄に扶助料請求手續を終えなければなりませんからさきに開催致しました説明會に參集されなかつた方は万障御繰合せの上御參集下さい。

一、日　時
一月十二日午前九時半

二、場　所
今金町役場會議室

三、參集區域
今金町一円

四、參集範圍
十一月三十日發行の『町政だより』でお知らせ致し

# 電話使用案内

從來二十六番の乙を使用していました公民館（敎育委員會）は百七九番に變更になりましたからお知らせ致します

# 今金保健所長古賀氏辭任

今金保健所長古賀尚信氏は昭和二十三年以來今金保健所長として管内の保健衛生の指導、結核の豫防、各種傳染病の豫防等に盡力して來ましたが、今回同所長を辭任し東京の結核研究所に勤務することになり、二十五日辭任しました。

# 骨軟症を防ぐ爲に

## 牛馬に必要な榮養

骨軟症は長い多の間の飼い方が悪かつたのが關して春先から牛や馬に多くあらわれる病氣で、びつこを引いたり、腰が立たなくなつたりして、かんじんの農耕期に使いものにならず、その上、いろいろな病氣を起して死んでしまつたりする厄介な病氣です。

骨軟症は傳染して流行するものではなく、病狀もゆつくり現われ、比較的目立たないものなので、つい輕く考えられ勝ちですが、この自立たない骨軟症が毎年牛馬をはじめ家畜に莫大な損害を與えているのですから、恐しい病氣といわなければなりません。

骨軟症にかゝると毛のつやがなくなり、汚れた糞尿を食べたりすることがあります。病氣がもつと進んで來ると、顔や下あごがはれ齒がもろくなつてすり減り方が激しく、齒ぐきがはれて痛み、飼料を十分にかみこなすことができずかみ出したりし、さらに原因のわからないびつこを引いたり、一寸した運動等にも骨折したり、腰が立たなくなつたりします。それぱかりでなく、流産を起したり生れた子畜の發育が不良、あるいは乳質が惡くなるなどの原因になつたりさえするのです。

☆骨軟症を防ぐには

骨軟症は輕いうちは治し易いが、重くなるとなかなか治り難いものです。大切なことはなんといつても豫防です。では、どのようにして豫防をしたらよいかを次にのべましよう。

飼料のこと――骨軟症は放牧地や採草地にめぐまれない水田地帶にとくに多いのですが、これはカルシウムの少い稻藁を主な粗飼料とし、それにリンの多い糠類が加えられる程度であるためにどうしてもカルシウムが不足がちの飼い方になるからです。骨軟症を防ぐにはカルシウムやリンをただ十分與えるだけでは駄目で、この二つがちようどよい割合で飼料の中に含まれていなければなりません。それは、カルシウムを一〇とするとリンは七という割合です。

一般に濃厚飼料をいろいろ組合せて十分與えている場合はリンは不足しませんがカルシウムの方はどうしても不足になり、ことに澤山の乳を出す牛は濃厚飼料を澤山與えるのでリンが多くなり勝ちです。

そこで、毎日必ずカルシウム劑を與えなければならないのですが、簡單に毎日間違いなく與えるために例えば次のように濃厚飼料に混ぜておくとよいでしよう。

えん麥一俵に對し四百瓦
糠一俵に對し六〇〇瓦
麩一俵に對し三〇〇瓦

質のよい乾牧草にはカルシウムも割合多く含まれ、榮養も豊富です。なお飼料は單味で與えると榮養がびつこになりますから、いろいろの種類を組合せて與えることが大切です酸性の土地から獲れる作物にはカルシウムをはじめ榮養分が少く、收量も少いので、土壤の酸性をなおすことも大切な問題です。

日光浴と運動――カルシウムやリンが骨になるためにはビタミンDの助けがどうしても必要です家畜を日光に當てやると身体の中のエルゴステリンというものが紫外線の働きでビタミンDになります。從つて、天氣の好い日には必ず戸外に出して日光浴をさせ、運動をさせる事を忘れてはなりません。また畜舍の破れを修繕して、暖く、明るくよく乾燥した畜舍に家畜をのびのびとさせることも骨軟症を防ぐために大切なことです。

骨軟症の豫防は決して難しい事ではありません。牛を營むために、ぜひ骨軟症も馬も元氣で、力强い農業をなくしましよう。

# 狹間家より公益のため金十万圓寄附申出

元消防長狹間新平氏の遺族は去る十二月八日町長を訪れ、次のように公共のため十万圓を町に寄附する旨願出でました。

寄附願

一金十万圓也

内譯

三万圓　今金町消防團
一万圓　同消防後援會
一万圓　八幡映証
一万圓　公民館
一万圓　高等學校
一万圓　中學校
一万圓　小學校
一万圓　婦人會

以上

右の通りに採納下され度御願ひ申上ます

昭和二十八年十二月八日

喪主　狹間博
同　勝昭

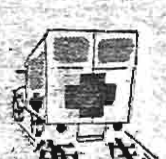
今金町長　殿

# 冬の驅虫とその効果

十二指腸虫の卵や幼虫は寒さに對して非常に弱くせつ氏0度前後で死ぬので、多くに虫をすると、完全に十二指腸虫をなくすることができます。

また回虫卵も寒さにあうと發育ができなくなりあるいは死んでしまうから多くに虫を行うのがもつとも効果があります。

一方九月から十月にかけて秋野菜が出まわるこの時期にかい虫卵が体内に入ると、約二ヶ月で親虫になるので、十一月、十二月をねらつてく虫を行うのは非常に効果的なわけであります。




# 密殺肉が横行しています

## 店の規正は肉

自家用屠殺をする時は保健所の許可を受けなければなりませんから御注意下さい。

▼自家用屠殺とは屠場を使用しないで自分で屠殺をすることです。

▼自家用屠殺の許可を受けられるのは次の事柄にあたる場合です。

これにあたらない場合は屠場を使わなければなりません。

イ、飲食店、旅館、肉店でないこと。

ロ、自家生産か、購入して三ケ月以上飼育したもの。

ハ、申請人と屠場との距離が三里以上（惡路の時は二里以上）であること

▼自家用屠殺した肉は屠畜檢査員の檢印がありませんから他人に賣つたりくれたり、又は他人の食用にしてはいけません。

▼自家用屠殺許可申請は許可證明に對する文書料三〇圓と通信料一〇圓（直接申請書を保健所へ持參した時はいりません）をそえて保健所へ申請して下さい。

▼申請書は殺場厚生係にあります。

▼その他詳しい事は保健所又は殺場にお問合せ下さい。

# 無駄を省いて先ず貯蓄

獨立後の日本の經濟復興と、國民生活を向上させていくためには、資本を蓄積していくことが大變重要です。そこで年末をひかえての十一月二十一日から十二月末までの間全國的に歲末特別貯蓄運動が展開されています。

ことに十二月は收入が多く必要でないものまでも買いたくなりますが將來の樂しい家庭生活のために貯蓄をするよう心掛けていきましよう。

## 童謠

コンコン小雪の降る晩に
お山の小熊がただ一人
お腹を空かして母さんの
戻りを待つて泣いていた

おとぎの國の物語り
おおいちやんのお話を
今夜も二人で聞きましよう

かなしい小熊の物語り

◇　◇

晩の燈えに父ちやんが
ツヅと母さんに話して
た

一月より月日と
ハヤヤ開えた
小雪の夜